「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の規定想定項目」 新旧対照表

現　　行	変 更 後
１　条例の目的（第１条） 犯罪被害者等基本法第３条に規定する基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、「基本理念を定めること」、「市、市民等及び事業者の責務を明らかにすること」、「基本的施策等を定めること」、これらにより、「犯罪被害者等の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿権利利益の保護を図るとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること」を目的とします。	**１　条例の目的（第１条）** 犯罪被害者等基本法第３条に規定する基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、「基本理念を定めること」、「市、市民等及び事業者の責務を明らかにすること」、「基本的施策等を定めること」、これらにより、「犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利＿＿＿の保護を図るとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること」を目的とします。